

みなさま へ

平成 31 年 3 月 25 日
桜井市長 松井 正剛
(公 印 省 略)

桜井市福祉タクシーの利用料金の一部助成（タクシー券）事業の一部改定について

早春の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、桜井市障害福祉行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご承知のことと存じますが、本市では、人口減少による地方交付税等の大幅な歳入の減少のもと、様々な課題解決のため、財政健全化を最優先課題とし、その具体的な取組み内容を定めた「桜井市行財政改革アクションプラン」を策定しています。

本アクションプランに基づき、当該事業について対象者の増加や財源の確保など将来的な事業の維持運営方法の再検証を行い、将来にわたり事業の安定した運営と維持を継続していくため、下記のとおり助成額の改定をさせていただくこととなりました。

皆様にはご負担をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

【改定内容（下線の箇所）】

福祉タクシーの利用 1 回につき、タクシーの基本料金を市が利用券相当分（タクシー券分）として負担します。

ただし、当該基本料金が 500 円を超えるときは 500 円を、500 円以下の場合はその金額（基本料金分）を負担します。

【変更開始日】

平成 31 年 4 月 1 日のタクシー利用分から

※タクシー券の交付（更新）申請は、平成 31 年 4 月 1 日（月）から社会福祉課（分庁舎 1 階）にて受付けます。ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【備考】

次の事項については、変更がありません。

- ・タクシー券は、本人以外は使用できません。
- ・利用できるタクシーは、タクシー券裏表紙に記載のある会社のタクシーに限られます。
- ・1 回のタクシー利用で使える利用券は 1 枚です。
- ・1 年度で最大 48 枚の交付となります。
- ・タクシー券分として市が負担する金額は、後日、タクシー会社から市へ直接請求されます。

問い合わせ：桜井市福祉保険部社会福祉課障害福祉係

0744-42-9111（内線 272・273）